平成２６年（フ）第４２８５号
大阪市浪速区桜川２丁目７番10号　グレイスフル桜川402号室、住民票上の住所大阪市旭区生江１丁目２番９号　善利方
破産者　田尾　雄樹
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４号
兵庫県高砂市曽根町1230番地そねホーム、従前の住所大阪市西淀川区佃２丁目１番32号
破産者　森　　郁恵
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第４９６号
広島県東広島市西条町郷曽363番地28　ハムレットコミューンⅠ棟304号
破産者　桑原　　勝
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６２４号
広島市中区橋本町２番21―605号
破産者　三木　厚枝
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４８１号
福岡市西区今宿東１丁目18番13―106号
破産者　田中　義明
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６３号
福岡市早良区四箇田団地４番601号
破産者　井上　佳柄
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６９号
福岡県福津市福間南５丁目24番28号　グランドハイム福津102号
破産者　田坂　浩幸
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１９５号
福岡市南区長住４丁目１番413号
破産者　嶋元美登里
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３７４号
北海道北斗市谷好４丁目１番43号
破産者　佐藤勇四郎
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２７号
北海道常呂郡訓子府町旭町16番地１、破産手続開始決定時の住所北海道常呂郡訓子府町旭町14番地
破産者　堤　三樹磨
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２６年（フ）第２０６号
秋田県由利本荘市岩城亀田大町字肴町13番地
破産者　小川　弘二
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３５４号
群馬県吾妻郡草津町草津606―１　株式会社ニューコーポレーション　草津ナウリゾートホテル殿塚寮、住民票上の住所群馬県吾妻郡嬬恋村大字芦生田592番地１　村営住宅80Ｂ棟102号室
破産者　髙橋　正史
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３３４号
横浜市磯子区洋光台２丁目３番20―502号
破産者　大橋　正利
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９４号
長野県飯田市松尾町２丁目11番地
破産者　酒井　秀和
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２６年（フ）第３８号
静岡県藤枝市小石川町３丁目７番12―５号
破産者　園田　雅彦
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２２３号
愛知県岡崎市羽根町字大池62番地１　グリーンハイツ大池201、前住所愛知県岡崎市針崎町字東カンジ30番地１　オーキッドマンション柱町801
破産者　伊藤　智美
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２８８号
愛知県安城市美園町藪田55番地　県営依佐美住宅Ｈ―201、前住所愛知県岡崎市上和田町字荒野18番地　県営上和田団地12―307
破産者　加藤　久子
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２９３号
愛知県西春日井郡豊山町大字青山字東栄28番地１　ファミールメゾン河村201、開始決定時の住所愛知県西春日井郡豊山町大字青山字東栄28番地１
破産者　新實　高久
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係